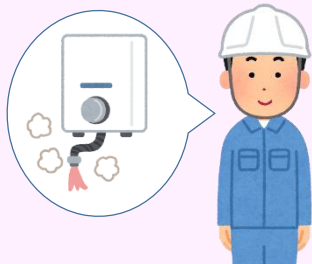


訪問販売・訪問購入のトラブル増加！

“給湯器や屋根の無料点検”にご注意ください



- リフォーム業者が突然訪問し、無料点検を持ち掛けるなどして、故意に瓦等を壊したり、「このままでは壊れる。」などと不安をあおり、高額な給湯器の交換や屋根の契約を迫るトラブルが増加しています。
- 突然の訪問を受けても、**「安易に自宅に入れない」「その場では点検させない・契約しない」**よう注意しましょう。

悪質な訪問購入トラブルが増加しています



- 「何でも買い取ります。」といった訪問した業者が、「貴金属も見せて欲しい。」等と話し、目を離した隙に、指輪などの貴金属を持ち去ったり、安価で強引に買い取ろうとする事案が発生しています。
- 業者から電話が架かってきても、**安易に訪問を承諾せず、突然訪問してきても家に入れないよう**にしましょう。

不安に感じたり、困ったりした時は、一人で悩まず、お近くの警察署又は消費生活センター（消費者ホットライン☎188(いやや)）までご相談ください。

かつば



うきは警察
TEL 76-5110

事件事故発生状況
(田主丸交番管内)

○ 1/1～4/15

人身事故 12件

○ 1/1～4/15

事件発生件数

・盗難 10件

・その他 2件

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

①運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



②酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金